

J A佐波伊勢崎行動計画

全職員が有給休暇を取得しやすい労働環境をつくり、休暇を過ごすことによりリフレッシュし、業務に対し能力を十分に発揮できるよう、以下のように行動計画を策定する。

1.計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2.当組合の課題

役付職員の有給休暇取得日数が少ない事により、配下職員も有給休暇が取りづらい労働環境となっている。

3.目標

全職員の有給休暇取得日数を6日以上にする。

4.取組内容

令和2年4月 ～ 会議・社内メール等で全職員へ周知する。

令和2年6月 ～ 四半期毎に有給休暇の取得状況を確認し、未取得者へは所属長より取得を促し、今後の取得計画を立てる。